豊川圏域大規模氾濫減災総合サミット 資料-3-2

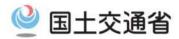
令和6年度 豊川水防連絡会

令和6年5月7日

国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所



水防活動の「見える化」について



- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、 水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - 特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - (URL) https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - (URL) http://zensuikan.jp/031katudou.html

水防活動の「見える化」について



台風第7号における水防活動 (京都府福知山市消防団/令和5年8月15日)

○概 要

- ・福知山市消防団は、台風第7号に際し、令和5年8月15日に延べ522名が出動した。
- ・市内では、市中部及び北部付近では記録的短時間大雨情報(中部付近110mm、北部付近110mm)、大江町地区及び旧福知山市域では土砂災害警戒情報が発表された。
- ・各地で水路からの越水、道路冠水、土砂崩れが発生する危険な状況の中、土のう積み、住民の避難誘導、安否確認、被害調査を行い、被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/15 約10時間30分	522名	・土のう積み・避難誘導・安否確認・被害調査



動使地区 住宅敷地への浸水を防ぐ ため土のうを設置



②**夜久野町直見地区** 道路法面の洗堀を防ぐた め土のうを設置



③**夜久野町額田地区** 水路の越水を防ぐため土 のうを設置



④大江町河守地区 住宅敷地へ山水の流入を 防ぐため土のうを設置



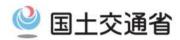
⑤ **夜久野町板生地区** 住宅敷地へ山水の流入 を防ぐため土のうを設置



⑥夜久野町末地区 水路の越水による道路冠 水を防ぐため土のうを設置



R6「水防月間」の実施(毎年5月)



R6「水防月間」の実施概要(毎年5月/北海道は6月)

水防の重要性の国民への周知及び水防思想の高揚を図り、水害の未然防止と軽減 に資するため、各種行事や活動を実施。

◆水防に関する広報活動の実施

ポスター・リーフレットの配布等により、水防月間のPR活動を行うほか、 展示会や体験会を実施するなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に 関する基本的考え方の普及を図る。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催 し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所(重要水防箇所)や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

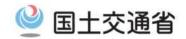
◆河川管理施設の巡視・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うととも に、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うこ とで治水機能を維持。



R6水防月間ポスター

早めの避難により被害を免れた事例

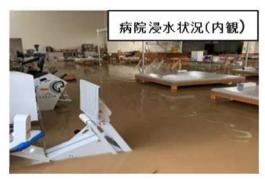


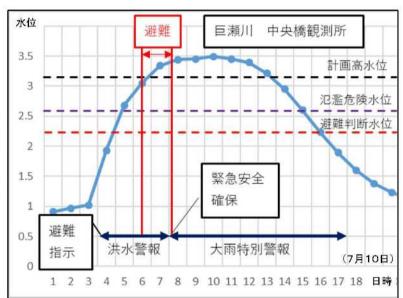
早めの避難により被害を免れた事例(福岡県久留米市田主丸(たぬしまる)中央病院)

- ●令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- ●施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- ●水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。









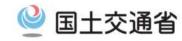
エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。 全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。

病院側のコメント

早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避 難は完遂できなかっただろう。

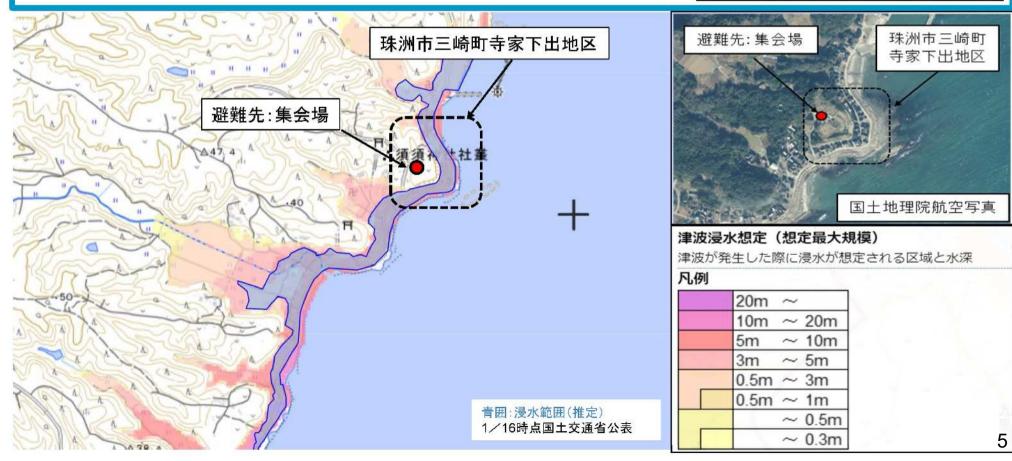
能登半島地震で避難訓練が効果を発揮した事例



能登半島地震で避難訓練が効果を発揮した事例(石川県珠洲市)

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では石川県珠洲市等おいて津波浸水被害が発生。
- 珠洲市で浸水被害のあった範囲は、津波ハザードマップの浸水想定区域内。
- なお、報道によると、珠洲市三崎町寺家下出地区では、約40世帯90人ほどの住民(大半が高齢者)が、近所同士で声を掛け合い5分以内に高台に避難。東日本大地震以降、津波を想定した避難訓練を年1,2回続けていた。住民は「奇跡じゃなくて、訓練が生きた」と振り返る。

※令和6年1月16日 時事通信社報道



ワンコイン浸水センサ ~官民連携による流域の浸水状況把握~





【既存の技術】



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置 「道路冠水による通行止め 避難所の開設 等
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明(自治体等)の 簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- 災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年度

- 実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様 や実施内容を検討・確定

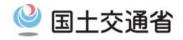
令和4年度

・モデル地区となる自治体5市町 において、国・自治体・民間企 業等(10団体)にてセンサを設 置し、実証実験を開始

令和5年度 (R6.1.4時点)

- ・モデル地区となる自治体を58 に拡大し、国・自治体・民間企 業等(26団体)にてセンサを設 置し、実証実験を継続
- ・必要に応じ、エリアを拡大

ワンコイン浸水センサ ~表示システム~



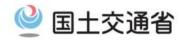


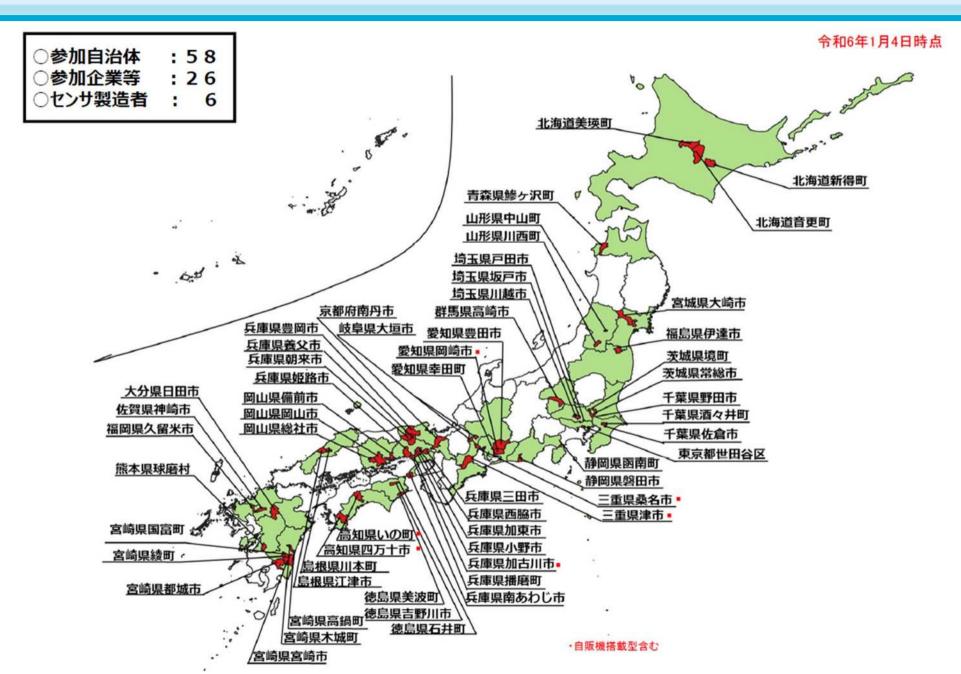


浸水センサ表示システムの表示事例 (イメージ)

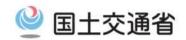
※システムは試行運用中であり、実証実験参加者のみに限定して公開中

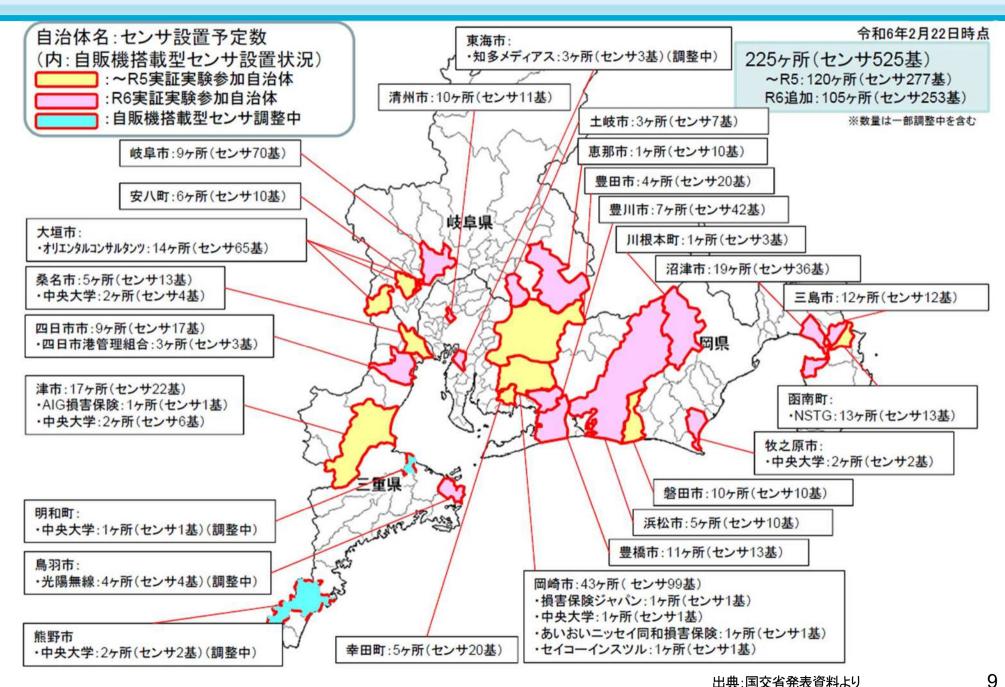
ワンコイン浸水センサ 参加自治体



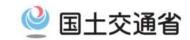


ワンコイン浸水センサ 参加自治体





ワンコイン浸水センサ ~自動販売機搭載型のメリット~



独自センサの事例(中央大学研究開発機構・(一財)河川情報センター・大塚ウェルネスベンディング(株))



くメリット1>

浸水の有無が遠隔地のパソコンから把握できる

<メリット2>

電気代・センサ通信費・メンテナンス費用は自販機の収益からまかなうため、自治体の負担はなし

【条件】

- 営業エリアは全国
- •10本程度/日の販売本数が見込まれる (商品を入れ替える業者の管理する自販機が近いとハードルが下がる) (借地料によってはハードルが上がる)

<メリット3>

有事には自販機在庫を無償開放

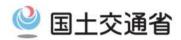
【条件】

・施設管理者に自動販売機のカギを貸与し、自治体の判断で飲料の無償配布が可能

【設置条件】

- ・土地所有者の設置許可(使用料は設置者が負担)(公有地で 浸水センサ搭載型自動販売機 の入札があれば対応可能な企業が応札)
- ・設置場所決定から、通常2週間程度で生産、設置可能 (電気の引き込み、センサの設置位置、事務手続きによっては追加の時間を要します)

ワンコイン浸水センサ実証実験

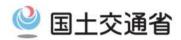


〇公募期間(2次):令和6年6月20日(木)

参加者の分類	参加目的の事例	参加の形式	費用負担
市区町村	・管内の浸水状況把握 ・浸水情報の自治体防災関 係システムへの連携 など	① - 1 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー 及び数量を選択する) ① - 2 浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供	○センサの設置費○翌年度以降(令和7年4月~)のランニングコスト(センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費)○電気代など管理に係る費用※以下の費用は国負担※○センサ及び関係機器費
		者となる	○初年度のランニングコスト(センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費)○データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費
② 企業・団体等 (都道府県含む)	・自社施設に対する浸水把握 ・自社開発センサの現地実証 ・浸水情報を活用した自治体 向けシステム開発、保険商 品開発など、企業による新た な商品開発 ・大学等による研究	② - 1 国交省が用意するセンサを設置 (対象の複数社のセンサから希望するメーカー 及び数量を選択する) ← どちらか又は両方でも可 ② - 2	同上 「データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費」 以外は全て参加者負担
	・都道府県管理河川周辺の 浸水状況把握 など	自社で用意するセンサを設置	
③ 国土交通省 (河川関係事務所)	管内(直轄管理河川周 辺)の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサを設置	-

[※]公募の対象は、①と②の参加者

令和6年度 豊川水防連絡会



第2号 議案(共通) 令和5年度 会務及び事業報告 【会務】

- 1. 豊川水防連絡会 委員会
 - (豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
 - 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会と合同で実施)
 - ①日時:令和5年4月28日(金)
 - ②場所: 愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室 (Web会議システム併用開催)
 - ③対象者:会長、副会長、委員、その他事務局員
 - 4 議題
 - · 令和4年度 会務及び事業報告
 - ·令和5年度 会務及び事業計画(案)
 - 連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業報告】

- 1. 河川合同巡視について
 - ①日時: 令和5年5月29日(月)
 - ②内容:水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。
 - ③対象者:洪水予報及び水防警報伝達機関

第2号 議案(共通) 令和5年度 会務及び事業計画(案) 【会務】

- 1. 豊川水防連絡会 委員会
 - (豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、
 - 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会と合同で実施)
 - ①日時:令和6年5月7日(火)
 - ②場所:愛知県東三河建設事務所 5階 大会議室 (Web会議システム併用開催)
 - ③対象者:会長、副会長、委員、その他事務局員
 - 4 議題
 - ・令和5年度 会務及び事業報告
 - ・令和6年度 会務及び事業計画(案)
 - 連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業計画(案)】

- 1. 河川合同巡視について
 - ①日時: 令和6年5月~6月(予定)
 - ②内容:水防業務にかかわる担当者に対し、現場における知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現地調査を行う。
 - ③対象者:洪水予報及び水防警報伝達機関

令和6年度 豊川水防連絡会 規約



国土交通省豊橋河川事務所 豊川 水防連絡会規約

第2章 役 員

第1章 総 則

第1条名称

本会は、「国土交通省豊橋河川事務所豊川水防連絡会」と称する。

第2条目的

本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に 基づき、国土交通省豊橋河川事務所 豊川管内の水防関 係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を 期すことを目的とする。

第3条業務

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- 1. 重要水防箇所に関すること。
- 2. 水防警報に関すること。
- 3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
- 4. 水防時の交通規制に関すること。
- 5. 合同河川巡視に関すること。
- 6. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
- 7. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

第4条 構 成

本会は、別紙-1に掲げる国土交通省豊橋河川事務所 豊川管内の水防関係機関をもって構成する。

第5条役員

本会には、次の役員を置く。

- 1. 会 長 1 名
- 2. 副会長 1 名
- 3. 顧 問 若干名
- 4. 幹事長 1 名
- 5. 幹事 若干名

第6条 会 長

会長は本会を代表し、会務を掌理する。 会長は国土交通省豊橋河川事務所長をもってこれにあて る。

第7条 副会長

副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはその職務を代理する。

副会長は水防管理団体間で選出された代表水防管理団体の長をもってこれにあてる。

第8条顧問

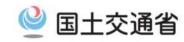
顧問は次の役職者に会長がこれを委嘱し会長の諮問に応える。

東三河総局長、東三河総局新城設楽振興事務所長、東三河建設事務所長、新城設楽建設事務所長

第9条委員

委員は会務を評議する。 委員は別紙-2に揚げる者をもってこれにあてる。

令和6年度 豊川水防連絡会 規約



第10条 幹事長

幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。

幹事長は国土交通省豊橋河川事務所副所長(技術担当)をもってこれにあてる。

第11条 幹事

幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。 幹事は別紙-3に揚げる者をもってこれにあてる。

第3章 運 営

第12条 委員会

本会は運営の委員会の決議による。

委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し会務を評議する。

委員会の議長は会長がこれにあたる。

第13条 幹事会

幹事会は幹事長が必要と認めたとき、幹事長が招集し会 務の企画にあたる。

第14条 事務局

本会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所流域治水課に置く。

事務局職員は、国土交通省豊橋河川事務所の職員のうちから会長がこれを指名する。

事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

第4章 雜 則

第15条 規約の改正

本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

第16条 附 則

この規約は、昭和57年7月15日から実施する。

平成4年5月27日一部改正

平成13年6月20日一部改正(組織名称変更)

平成14年6月21日一部改正(組織名称変更)

平成15年6月16日一部改正(組織名称変更)

平成18年5月22日一部改正(市町村合併)

平成20年6月20日一部改正(組織改変名称変更)

平成22年5月17日一部改正(組織改変名称変更)

平成23年4月1日一部改正(組織改変名称変更)

平成24年4月1日一部改正(組織改変名称変更)

令和3年5月28日一部改正(組織改変名称変更)

令和3年6月30日一部改正(組織改変名称変更)

令和5年4月28日一部改正(組織改変名称変更)

別紙一1

豊川水防連絡会構成機関名

国土交通省 豊橋河川事務所

愛 知 県 東三河総局

"東三河総局新城設楽振興事務所

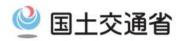
東三河建設事務所 新城設楽建設事務所

豊 橋 市

豊川市

新 城 市

令和6年度 豊川水防連絡会 名簿



別紙-2 別紙-3

豊川水防連絡会 委員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 豊橋市水防管理者(豊橋市長)

顧問 東三河総局長

東三河総局新城設楽振興事務所長

東三河建設事務所長 新城設楽建設事務所長

委員 豊橋河川事務所副所長(事務)

豊橋河川事務所副所長(技術)

豊橋河川事務所総務課長 豊橋河川事務所工務課長

豊橋河川事務所流域治水課長

豊橋河川事務所管理課長

豊橋河川事務所豊川流域治水出張所長

豊橋市水防管理者(豊橋市長) 豊川市水防管理者(豊川市長) 新城市水防管理者(新城市長) 豊川水防連絡会 幹事名簿

幹事長 豊橋河川事務所副所長(技術)

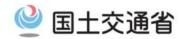
幹事 豊橋河川事務所流域治水課長

豊橋市河川課長

豊川市道路河川管理課長

新城市土木課長

豊川放水路の令和5年度までのゲート開閉回数



- 〇 平成最大となる平成23年9月洪水は、河川整備計画で河道整備の目標とする流量(河道整備流量)4,100m3/s(石田地点)に迫る3,991m³/sの出水である。
- 〇 年最大実績流量の整理結果より、いずれの年も河川整備計画目標流量4,650m³/s(石田地点)を下回っている。
- 〇 河川整備計画策定後の放水路ゲートの開閉回数は、2~8回で推移している。(令和5年度は8回)

